

第6回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月21日(木) 午後4時00分から午後5時30分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会長 7番 中井 悟

会長職務代理 13番 西元 道啓

委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝

3番 安田 伸二 6番 坂野 幸夫

8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市

10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志

12番 椿 新二 14番 高山 重人

15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員 5番 向山 博

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明について

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて

第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第9 農用地区域の変更について

第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第11 平成29年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

- 議 長 ただいまの出席委員は、14名です。定足数に達しておりますので、これから第6回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
 なお、欠席の申し出が向山委員からありました。
 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
 それでは、日程にしたがって進めて参ります。
 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 それでは、11番吉田委員と12番椿委員を指名いたします。
 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
 これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。
 よって、会期は本日1日間と決しました。
 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
 第5回の総会以降の諸般について、報告いたします。
 ・ 育苗施設運営委員会
- 以上で諸般の報告を終わります。
 日程第4、現況証明願いについてを議題とします。NO1について、調査員の報告を願います。
- 16番 場所ですが、〇〇〇の〇〇の入り口の右側にある、田んぼの中
(伊藤委員) の一部の土地になります。耕作者、〇〇〇さんの土地の中にある
 〇〇〇の土地になります。よろしく願いいたします。
- 議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 全委員 ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を了承し、証明書を交付することとします。

日程第5 議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO9について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

平成29年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

NO1、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん 代理人〇〇〇、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、畑で〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年2月28日から平成36年3月3日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月13日、土地引渡の日は平成29年12月22日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

NO2、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内 外〇筆 田で〇〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年1月29日から平成31年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月13日、土地引渡の日は平成29年12月22日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

NO3、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆 田で〇〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月14日、土地引渡の日は平成29年12月31日です。解約の理由は、耕作不便なため、解約するものです。

NO4、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月14日、土地引渡の日は平成29年12月31日です。解約の理由は、耕作不便なため、解約するものです。

NO5、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん外〇名、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年5月8日から平成30年5月7日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月13日、土地引渡の日は平成29年12月31日です。解約の理由は、耕作不便なため、解約するものです。

NO6、貸主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん 代理人 〇〇〇、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年12月26日から平成35年12月25日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月12日、土地引渡の日は平成29年12月31日です。解約の理由は、後継者に経営を移譲するため、解約するものです。

NO7、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇 外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年5月10日から平成33年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月12日、土地引渡の日は平成29年12月31日です。解約の理由は、後継者に経営を移譲するため、解約するものです。

NO8、貸主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇 外〇筆、田が〇, 〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成18年3月31日から平成28年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月12日、土地引渡の日は平成29年12月22日です。解約の理由は、離農するため、解約するものです。

NO9、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年9月5日から平成31年9月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年12月13日、土地引渡の日は平成29年12月22日です。解約の理由は、離農するため、解約するものです。

議 長

NO1からNO9について、順次担当委員の補足説明願います。

2 番
(近藤委員)

別紙の写真のとおり、〇〇〇さんの家から〇〇〇mぐらい奥に行ったところ黒枠部分、〇, 〇〇〇㎡が譲渡するため解約するも

のです。この後、5号議案に出てきます。よろしくお願いいたします。

1番
(天水委員)

場所は、〇〇〇さんの家の周りです。後は事務局の説明のとおりです。議案第5号に出てきますので、よろしくお願いいたします。

14番
(高山委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇〇から下がったところに、〇〇〇に行く道路がありますが、その道路を〇〇〇川を渡ったところです。

番号4番です。内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、先ほどの3番の場所とほとんど同じですが、同じように〇〇〇に向かいまして、右側、黒く囲われている場所です。

番号5番です。内容は事務局の説明のとおりです。これも、同じような場所ですが、〇〇〇に向かいまして、〇〇〇川を渡るちょっと前に〇〇〇さんの住宅がありまして、その周りとやや右側の上のほうにある一角です。よろしくお願いいたします。

9番
(岩間委員)

番号6番と7番について、説明いたします。解約の理由につきましては、6番7番とも事務局の説明のとおりであります。場所につきましては、6番のほうは、〇〇〇線、〇〇〇地区です。〇〇〇さんの店のほうに向かいまして、左側のほうに沢がありまして、沢の上側に位置する土地であります。

7番のほうにつきましては、〇〇〇番〇〇は〇〇地区でありまして、〇〇〇さんの家の〇〇側の一角になります。〇〇〇番〇から〇〇〇番〇につきましては、〇〇〇さんの家から〇〇〇さんの家の間にある沢の道路側の位置にあります。〇〇〇番〇から〇〇〇番〇は〇〇側のほうに戻りまして、〇〇〇さん宅の〇〇〇のハウスがある辺り、道路向かいとハウスの周辺にある土地ですので、よろしくお願いいたします。

3番
(安田委員)

番号8番9番について、説明いたします。内容は8番9番ともに事務局の説明のとおりです。場所ですが、8番が〇〇〇さん宅の周辺になります。9番ですが、〇〇〇さんの自宅が国道沿いがありますが、その奥にある土地になります。2つとも、後の案件にでてきますので、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員	ありません。
議 長	<p>質疑なしと認めます。 本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
議 長	<p>議案第2号は原案のとおり、受理することとします。 日程第6 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 NO1からNO4について、一括上程します。事務局から説明願います。</p>
事務局 (上仙係長)	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び使用貸借権の設定、並びに所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。 平成29年12月21日提出。蘭越町農業委員長名。 NO1、貸主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、借主の希望により、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成32年12月20日までです。 NO2、貸主は〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、借主の希望により、農地の貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成32年12月20日までです。別紙、調査書をご覧ください。 NO1とNO2の〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、山林原野で分団された農地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上</p>

の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。
第1号から第6号については記載のとおりです。

NO3、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇
〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇 外〇〇筆、田が
〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は
使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するた
め、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は
使用貸借、価格は〇〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許
可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成39年12月2
0日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、
経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効
率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ず
るものではないと判断いたしました。第1号から第6号については
記載のとおりです。

NO4、貸主は字〇〇〇番地〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番
地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田が〇〇,
〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設
定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農
地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格
は〇〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、
農地法第3条許可の日から平成39年12月20日までです。別
紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、
経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効
率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ず
るものではないと判断いたしました。第1号から第6号については
記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしま
した。

議 長

NO1からNO4について、担当委員の補足説明を願います。

8 番
(山田委員)

番号1番と2番の件ですけれども、場所は同じところになりま
す。〇〇〇団地の奥にあたります。入り口から〇〇〇mぐらい入
ったところに〇〇〇さんの土地があり、その部分でございます。
〇筆ありまして、〇筆が〇〇〇さんの部分、〇〇〇番〇がその

部分になります。あとは事務局の説明のとおりです。よろしくお願ひします。

14番
(高山委員)

内容は事務局の説明のとおりです。〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇〇が〇〇〇の自宅のすぐ左側の上のほうの土地です。

次に〇〇〇施設の下の方ですが、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番、〇〇〇番です。次に〇〇〇さんのところから左側に行きますと〇〇〇に行きます。右側に行きますと〇〇〇、〇〇のほうに行きます。ちょうどその真ん中を真っ直ぐ進んだところです。それが〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇です。次に〇〇〇さんの住宅があるところですが、〇〇〇さんの住宅からちょっと左に行きますと、〇〇〇さんの住宅がありますが、その左側のほうにあります。それが〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇です。次に〇〇〇さんの住宅の周りがある番号ですが、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇から〇〇〇番〇〇までが〇〇〇さんの住宅の周りがあります。次に〇〇〇さんの住宅がありまして、道路を挟んであるのが〇〇〇番〇〇、〇〇〇番、〇〇〇番〇〇という水田の一角です。それから左に行きまして、〇〇〇さんの家がありますが、そこに〇枚ありますが〇〇〇番〇〇です。場所の説明はこれで終わりです。どうぞよろしくお願ひいたします。

9番
(岩間委員)

番号4番について説明します。理由につきましては、事務局説明どおりであります。場所につきましては、〇〇〇番〇〇、〇〇〇さんの自宅の裏、〇〇〇川の方に向かいまして、〇〇〇mぐらい行ったところです。〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇につきましては、〇〇地区の〇〇〇さんと〇〇〇さんの家の間にある沢の中に道路がありまして、山のほうに上がって行きまして〇筆あります。残りにつきましては、〇〇〇さんの家の周りにはありますので、よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案のNO1からNO4については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
議長	NO1からNO4は、原案のとおり決定し、許可することとします。 次に、NO5について、上程します。 農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席) 再開します。 NO5について、事務局から説明願います。
事務局 (上仙係長)	NO5、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん外〇名、譲受人は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の希望により、農地を売り渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。 〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人が経営する圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。 以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。
議長	NO5について、担当委員の補足説明を願います。
3番 (安田委員)	内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんの住宅の間に〇〇〇仮置き場がありますが、その川の方の奥にある土地です。よろしく願います。
議長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。

本案のNO5については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO5は、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)
再開します。次に、NO6について、上程いたします。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。(〇〇委員退席)
再開します。
NO6について、事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

NO6、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、畑で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、契約内容を更新し、引き続き農地の貸し付けをするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成34年12月20日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、契約内容を更新して引き続き農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO6について、担当委員の補足説明を願います。

3番
(安田委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇小学校から国道を〇〇〇の方に向かいまして、峠を上手前に〇〇〇がありますが、その手前を左に曲がりまして、〇〇〇mぐらい行った左手にあるところです。よろしくお願ひします

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。
本案のNO6については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO6は、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩します。(〇〇委員着席)
再開します。
日程第7 議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局 (谷口局長) 議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて、平成29年12月21日提出、蘭越町農業委員長名。

下限面積の見直しについてご説明いたします。

この議案に記載しているとおり、本町の下限面積は平成21年の農地法の一部改正に伴い、園芸作物での農業参入等を考慮し、2ヘクタールから50アールに改めております。また、本町の農業経営基盤強化促進基本構想の中でも園芸作物での農業参入の指標を50アールと示しております。

なお、50アールに設定後、特に農業者等からのご意見もなく、新規就農に関しても概ね支障となっておりませんので、引き続き、50アールとしてはどうかと、いうことをご提案をさせていただきます。

なお、下限面積の見直しに関しましては、農林水産省の通知により、毎年度見直しを行うこととされておりますので申し添えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明がございましたけれども、今までどおり、50aでいきたいということでございますが、何かご意見ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、今までどおり、50aということで決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、50aということで決定いたします。

日程第8 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO15について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年12月21日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇、〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年2月1日、対価の支払期限は平成30年1月末日です。価格は〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

NO2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇、〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年2月1日、対価の支払い期限は平成30年1月末日です。価格は〇、〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇番〇から〇〇

○番○までの○筆が○○○，○○○円、残りの○筆が○○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO3、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○○○さん、土地は字○○○番、田で○，○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年1月1日、対価の支払い期限は平成29年12月末日です。価格は○，○○○，○○○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格○○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO4、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○○さん、土地は字○○○番○○、田で○○，○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年4月1日、対価の支払い期限は平成30年3月末日です。価格は○，○○○，○○○円、10a当たりの価格は、○○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO5、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○○

〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年4月1日、対価の支払期限は平成30年3月31日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO6、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年1月1日、対価の支払期限は平成29年12月末日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。

NO7、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年1月1日、対価の支払期限は平成29年12月末日です。価格は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇, 〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

NO6とNO7の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO8、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡で

す。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成35年12月3日までの6年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営移譲したので、農地の賃借権を後継者に移転するものであり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO9、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、田で〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成30年12月27日までの1年間です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO10、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇 外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成32年12月27日までの3年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全て

の農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO11、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成34年12月27日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成34年12月27日までの5年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO13、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇番、田で〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成39年12月27日までの10年間です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO14、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇，〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成39年12月27日までの10年間です。価格は〇〇〇，〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇，〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

NO15、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番 外〇筆、田で〇〇，〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年12月28日から平成39年12月27日までの10年間です。価格は〇〇〇，〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇，〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO15について、順次、担当委員の補足説明を願

います。

2番
(近藤委員)

2号議案で出て、合意解約して売買するものです。場所につきましては、先ほど説明した〇〇〇さんの住宅の奥の土地であります。これは区画整備に伴っての所有権移転であります。よろしくお願いします。

1番
(天水委員)

先ほど第2号議案に出てきました、〇〇〇さんの土地です。今、〇〇〇の方は、基盤整備していますが、整備のしていないところで、条件があまりよくない所で、この金額になりました。よろしくお願いします。

14番
(高山委員)

内容は、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇〇さんの自宅が〇〇〇と〇〇〇さんの真ん中にあるのですが、そのすぐ隣ですけれども、ここが土地です。よろしくお願いします。

16番
(伊藤委員)

4番と5番を説明します。内容については、事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、道道から〇〇〇さんの家の方に入っていくと、町道の右側になるところです。そこが〇筆です。それと番号5番です。内容については、事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇〇さん宅に入っていく道路の左側の部分、〇〇〇橋へ入って行き、〇〇〇さんという家がありますが、その周りの一角になります。よろしくお願いいたします。

3番
(安田委員)

番号6番と7番について説明します。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。番号6番ですが、2号議案に出てきた土地です。場所は〇〇〇さんの住宅の横です。価格が低く設定していますが、三角の部分が多いということと、これから基盤整備するということで、双方で決めたことです。番号7番ですが、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの住宅の裏と一部〇〇を挟みまして、向かいにあります。国道向かいが〇〇〇番〇〇です。よろしくお願いします。

2番
(近藤委員)

経営移譲に伴った賃貸であります。場所は〇〇〇の真向かいに〇〇〇さんの家があります。その周りです。よろしくお願いします。

1番

事務局の説明のとおりです。場所は先ほど売買があったすぐそ

(天水委員)	ばなのですが、ハウスが建っているので賃貸となりました。よろしくお願ひします。
16番 (伊藤委員)	10番の件ですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇を超えてすぐ左側の土地が1ヶ所と〇〇〇さんの家に入るところの右側の土地です。よろしくお願ひいたします。
3番 (安田委員)	番号11番から14番について説明いたします。内容につきましては、全て事務局の説明のとおりですので、場所だけ説明します。11番ですが、〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇さんの住宅の奥にある土地です。番号12番ですが、〇〇〇と〇〇〇さんの住宅の間にある土地です。番号13番ですが、〇〇〇さんの住宅の横にある土地です。番号14番ですが、〇〇〇の横から〇〇〇に行くほうにある土地です。よろしくお願ひします。
9番 (岩間委員)	番号15番ですが、理由につきましては、事務局の説明のとおりです。場所は、町道の〇〇〇さんの家から〇〇〇寄りに行きまして、〇〇〇のほうにあるのが〇〇〇番、〇〇〇番と〇〇〇番は反対側で山のほうに行きまして、〇〇〇の用水路のあるところです。よろしくお願ひします。
議長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。 本案のNO1からNO15については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議長	議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。 日程第9 議案第6号農用地区域の変更についてを議題とします。事務局から説明願ひします。
事務局 (上仙係長)	議案第6号 農用地区域の変更について 農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、

その可否について、意見を求める。平成29年12月21日提出。
蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、除外が1件、編入が29件、合計30件です。除外についてですが、申請者は〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。農家住宅を建築するため、除外するものです。場所は〇〇〇さんの住宅の横、〇〇〇側になります。

次に、編入についてですが、これは平成29年3月から11月までの間に農地法第3条許可及び強化法による売買がありました土地であります。国や土地改良区等から買い受けた狭小な土地であります。農地としての優良品が高いため、編入するものです。

今回の変更は、除外が1筆で552㎡、編入が29筆で16,589㎡となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第6号については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第10 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局
(上仙係長) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 平成29年12月21日提出。蘭越町農業委員会会長名。

平成29年12月8日付けで、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇〇の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

また、平成29年12月12日付けで、字〇〇〇番地 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇〇 外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありましたので報告いたします。

議 長 日程第11 報告第2号平成29年度東北・北海道ブロック女

性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、天水委員から報告願います。

1 番
(天水委員)

1 2 月 7 日に自治労会館で研修を行ってきました。講演では農林水産省の経営局女性活躍推進室長の久保室長のお話で、政府の女性活躍推進の取組として、法律のできた経緯や現況の数値を分析しながら活躍がなぜ不可欠であるか等の話をさせていただきました。また、農業委員の役割などもお話させていただきました。休憩を入れまして、パネルディスカッションがありまして、北海道農業会議の佐久間専務理事がコーディネーターとなり、北海道では北斗市のキタカさん、宮城県美里町のイトウさん、秋田県潟上市のタカハシさんがパネリストとなり、アドバイザーに先ほどの久保室長がなりました。そこでは女性ならではの仕事と男子社会の農業委員会に感じたこと、女性農業委員を作るにはどのような環境が良いかなどが話し合われました。その後、意見交流会があり、10名1テーブルの席で、自己紹介やゲームなどがあり、次回開催の福島県で再会することを誓いながら終わりました。

議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第6回農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟